

「くわなっ子ラーケーションの日」

Q & A

Q. どのような制度ですか？

A. 桑名市立の学校に通う児童生徒が、保護者等とともに平日に学校外で過ごすために、学校へ登校しない日を欠席扱いとせず取得することができる制度です。家族と過ごすのであれば、活動内容は問いません。

Q. 誰が利用できますか？

A. 桑名市立の学校に通う児童・生徒ならだれでも利用できます。

Q. 何日利用できますか？

A. 年度内に3日まで利用できます。利用は1日単位で、同じ月に3回利用したり、3日連続で利用したりしても構いません。ただし、半日や時間単位での利用はできません。

Q. 必ず3日利用しなければなりませんか？

A. 希望しない場合は、利用しなくてもかまいません。また、年度内で1日、2日だけ利用することも可能です。ただし、利用しなかった日数を次年度以降に繰り越すことはできません。

Q. きょうだいで同じ日に利用することはできますか？

A. きょうだいで同じ日に利用できます。その場合、所属している学級・学校それぞれで申請をお願いします。

Q. 子どもだけや、友達同士でも利用できますか？

A. 家族と過ごすことを目的としているため、子どもだけや、友達同士で過ごす場合は利用できません。

Q. 2家族以上が合同で活動する場合にも利用できますか？

A. それぞれの児童生徒の家族が一緒であれば、2家族以上が合同であっても利用できます。

Q. 自分の子どもが、友達の家族と一緒に出かける場合は利用できますか？

A. 「家族と過ごす」という趣旨から外れるため、利用することはできません。

Q. 学校への申請はどのようにすればいいですか？

A. 通常の欠席連絡と同様、「teturu」から連絡をお願いします。連絡は、必ず保護者からお願いします。

Q. 申請の際、どのように届け出ればいいですか？

A. 種別を「欠席」、理由を「その他」、備考欄に「ラーケーション（〇日目）」と記入して学校へ送信してください。

Q. 「tetoru」を利用していない場合はどうすればいいですか？

A. 電話、連絡帳など、現在行っている欠席連絡と同様の方法で連絡をお願いします。その際、必ず「ラーケーションの日を取得」する旨を伝えてください。

Q. 親の仕事が急遽休みになりました。当日の申請でも取得できますか？

A. 当日の申請でも取得は可能ですが、できる限り、事前の申請にご協力ください。

Q. 休んだ日を後日、「ラーケーションの日」として申請できますか？

A. 後日の申請は、事務処理上の理由からできません。

Q. 後日、何か提出や報告する必要がありますか？

A. 提出や報告は必要ありません。

Q. 一度行った申請を取り消すことはできますか？

A. 天候、体調、その他の理由により取り消しを行いたい場合、利用日当日までであれば、学校に連絡して取り消しが可能です。なお、利用を取り消し、学校へ登校しなかった場合は、通常の欠席として扱います。後日の取り消しは、事務処理の都合上、できません。

Q. 「ラーケーションの日」を利用できない日はありますか？

A. 原則、利用できない日はなく、いつでも利用できます。学校の年間行事予定を確認いただき、学校行事や進路・成績に関わる日などと重なる場合は、早めに学校へご相談ください。

Q. 利用した日の勉強はどうすればいいですか？

A. 学校での特別な対応は行いません。デジタルドリルや、授業で使用したプリントを後日もらうなどして、自習で補ってください。

Q. 学校へ行かなかった日の給食費は返還されますか？

A. 通常の出席停止・忌引等と同様に、返還は行いません。

Q. 利用日の怪我は、スポーツ振興センター等の対象になりますか？

A. 利用日は「出席停止・忌引等」として扱うため、対象になりません。気を付けて活動していただくをお願いします。

Q. 利用した日は、出席簿でどのように扱われますか？

A. 「出席停止・忌引等」の日数として扱われます。